

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本事業にかかる契約の締結は、令和8年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和7年12月8日

世田谷区

1 事業の目的

区は、深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と区が地球温暖化の問題を共有し、共に行動していくため、令和2年10月「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成に向けては、これからの中を担う若者世代の参加と協働が重要であるため、大学生等のボランティアを「環境サポートーー」として育成し、区立小学校において環境出前授業を実施する。また、企業等による区立小学校への環境出前授業の普及促進を図ることにより、持続可能な開発のための教育の推進を図るとともに、区民一人ひとりの環境に配慮した行動変容の促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 契約予定件名

令和8年度世田谷区環境サポートーー事業等運営支援業務委託（概算契約）

(2) 業務内容

大学生等のボランティア（20名程度）を募集・登録し、必要な知識及び技術を習得するための研修を実施するなど、環境サポートーーとしての育成を行ったうえで、区立小学校において環境出前授業を実施すること。

また、区内の家庭部門における脱炭素行動を促進するUCHIKARAプロジェクトにおける「環境教育促進パートナー」に登録する企業等による環境出前授業について、区立小学校での実施有無の確認・申込受付を行うこと。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※上記のほか、本件により選定された受託者が実施した履行内容が優れたものであると区が判断した場合、令和9年度及び令和10年度における同様の契約について同じ事業者に随意契約により委託する予定がある。ただし、契約は年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があることを契約の条件とする。

3 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 令和3年度以降に、国、地方公共団体又は企業において、同種業務を受託した経験を有すること。
 - ・同種業務：国、地方公共団体又は企業から受託した環境啓発（出前授業、イベント等）、若しくは若者のボランティア育成に係る事業実施業務（ただし、いずれかの業務において、オンラインによる実施実績を有すること。）
- (6) 本プロポーザルの審査委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

4 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置する。

本プロポーザルの審査に関する審議は、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置し行う。委員会は、下表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

委員長	環境政策部長	中西 成之
委 員	環境政策部 気候危機対策課長	上原 雅三
委 員	学校教育部 教育指導課 統括指導主事	品川 泰崇

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

6 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査の二段階で実施する。

①一次審査

参加表明書及び提案書の書類審査を行い、二次審査の対象者を三社程度選定する。

一次審査の結果は、令和8年2月2日（月）までにメール及び郵送により通知する。

②二次審査

二次審査の対象者について、提案書の書類審査に加え、プレゼンテーション、提案内容に関する質疑応答を行うため、事業者ヒアリングを以下のとおり実施する。

説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクト及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知すること。（プロジェクト及びスクリーンは区が用意する。）説明は、配置責任者又は担当者が行うこと。

実施日：令和8年2月17日（火）

会 場：世田谷区役所二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1-20-1）

※時間、集合場所等の詳細は、一次審査結果通知で案内する。

③候補者の選定

一次審査及び二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価の合計点が第一順位の提案者を委

託先の第一候補者として選定する。

また、候補者との交渉が整わない場合は、選定結果の次点者を候補者とする。審査結果（順位）は、選定結果通知に記載する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点
企業実績	<ul style="list-style-type: none">・同種事業の業務実績が十分か
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・動員計画等に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
責任者等の実績 (配置責任者) (担当者)	<ul style="list-style-type: none">・同種事業の業務実績が十分か・世田谷区における業務実績があるか
過去の成果品	<ul style="list-style-type: none">・冊子の構成、文書・図表作成等の表現力があるか
業務実施方針	<ul style="list-style-type: none">・業務目的、内容の理解度が高く、具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映され、実現可能なものになっているか
特定テーマに対する 提案	<p>各提案内容について</p> <ul style="list-style-type: none">・事業趣旨を的確に捉え、効果的な事業運営とその成果が期待できるか・提案内容に説得力、実現性があるか・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか・本事業実現に向けた創意工夫がなされているか
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none">・提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか
見積書	<ul style="list-style-type: none">・見積金額と提案内容が妥当であるか
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">・提案書の内容をよく補完しており、実績等も含め、事業執行能力を十分に發揮できると認められるか
コミュニケーション 能力	<ul style="list-style-type: none">・説明がわかりやすいか・質問に対する応答が明快かつ迅速であるか
取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none">・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか

7 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区 環境政策部 気候危機対策課

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7130

FAX 03(6432)7981

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年12月8日(月)～令和7年12月22日(月)午後5時

場所・方法 世田谷区ホームページ掲載

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02240/29762.html>

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和7年12月8日（月）～令和7年12月22日（月）午後5時（必着）

※土日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷区 環境政策部 気候危機対策課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送の場合は、締切日必着の書留郵便に限る。）

(4) 提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間 令和7年12月24日（水）～令和8年1月21日（水）午後5時（必着）

提出先 世田谷区 環境政策部 気候危機対策課

提出方法 電子メール（締切日必着）

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

・契約保証金：免除

・契約書作成の要否：要

・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成について

・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

・提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。

(4) 記載内容の変更について

・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の経歴を持つ者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

(5) 提案者の失格について

・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は実施説明書による。

9 担当

環境政策部 気候危機対策課 行動変容担当 井上・永井・藤井

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7130

窓口 午前8時30分～午後5時 (土日、祝日を除く)